収益分配金に関する留意事項

◆ 投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは 異なり、投資信託の純資産から支払われますので 分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額 は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定した ものではありません。

投資信託から分配金が 支払われるイメージ



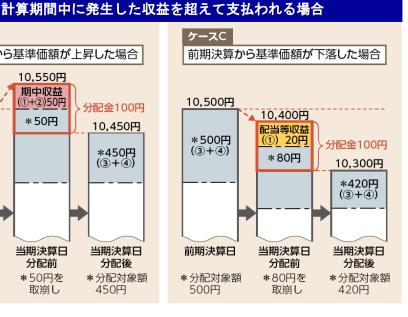
◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払わ れる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合 ケースA 10,600円 期中収益 (①+②) 100円 分配金100円 10,500円 10,500円 *500円 *500円 (3+4)(3+4)前期決算日 当期決算日 当期決算日 分配前 分配後 *分配対象額 *分配対象額 分配対象額 500円 500円

ケースB 前期決算から基準価額が上昇した場合 10,550円 期中収益 (①+②)50円 10,500円 分配金100円 *50円 10,450円 *500円 (3+4)*450円 (③+④) 当期決算日 前期決算日 当期決算日 分配前 分配後 *分配対象額 *50円を *分配対象額

取崩し



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

期中収益に該当する部分: ①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後) 期中収益に該当しない部分: ③分配準備積立金 ④収益調整金

500円

上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケース A の損益:分配金受取額 100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円

ケース Bの損益:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円

ケースCの損益:分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

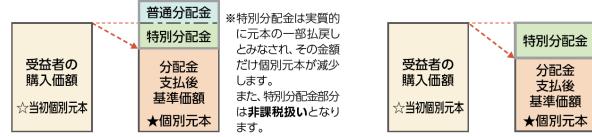
★A、B、C のケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ 異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」 と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

◆ 受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部 払戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の-·部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

特別分配金 : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、特別分配金の額だけ減少します。